

○農林水産省告示第七百十四号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第六の規定に基づき、平成二年三月二十日農林水産省告示第四百三十八号（イスラエル国産シヤムテ種及びバレンシア種のスイートオレンジ、グレープフルーツ、スイーティ並びにポメロの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十年五月十四日

農林水産大臣 若林 正俊

一 中「シヤムテ種」を「シヤムテ種」に、スイートオレンジ」を「スイートオレンジ」に、並びにポメロ」を「ポメロ並びにレモン」に、あつて」を「あつて」に、イスラエル国の」を「イスラエルの」に、イスラエル国植物防疫機関」を「イスラエル植物防疫機関」に改める。

三の（一）中「イスラエル国植物防疫機関」を「イスラエル植物防疫機関」に改め、同（二）の中「チチュウカイミバエ」を「チチュウカイミバエ」に改める。

四の（一）中「イスラエル国内」を「イスラエル国内」に、あつて」を「あつて」に、イスラエル国植物防疫機関」を「イスラエル植物防疫機関」に改め、同（二）及び（三）中「あつて」を「あつて」に、イスラエル国植物防疫機関」を「イスラエル植物防疫機関」に改める。

五の（一）の中「シヤムテ種」を「シヤムテ種」に、スイートオレンジ」を「スイートオレンジ」に、〇・五度になつた」を「摂氏〇・五度になつた」に、一・五度になつた」を「摂氏一・五度になつた」に、温度」を「温度以下」に改め、同イ中「〇・五度になつた」を「摂氏〇・五度になつた」に、一・五度になつた」を「摂氏一・五度になつた」に、温度」を「温度以下」に改め、同ウ中「スイーティ」を「スイーティ及びレモン」に、一・五度になつた」を「摂氏一・五度になつた」に、温度」を「温度以下」に改め、同エ中「一・〇度になつた」を「摂氏一・〇度になつた」に、一・五度」を「摂氏一・五度」に改め、同（二）中「イスラエル国植物防疫機関」を「イスラエル植物防疫機関」に改める。

六の（一）中「実施された」を「実施されている」に改め、同（二）中「実施された」を「実施されている」に、イスラエル国植物防疫機関」を「イスラエル植物防疫機関」に改め、同ア中「あつて」を「あつて」に、行われた」を「行われている」に改め、同イ中「あつて」を「あつて」に、開始された」を「開始されている」に改める。

七中「チチュウカイミバエ」を「チチュウカイミバエ」に改める。
八中「各生果実には」を「生果実の各こん包又は束ねたこん包には」に、の表示がなされており、また、そのこん包には」を「及び」に改める。